



変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施 第二次解明申し入れを提出

第一次解明申し入れとあわせ 100項目にわたる申し入れを行う！

中央本部は4月25日、全40項目からなる申第20号「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に関する第二次申し入れ」を提出しました。

現在各職場では、今提案に関する会社説明が進められています。しかし、職場における説明会を受けた組合員からは提案時の内容が変更されていたり、追加事項等が生じているとの報告もあり、より一層、社員の不安や不満が深まりを見せつつあります。

4月12日に提出した申第19号の全60項目とあわせて計100項目にわたる申し入れを提出し、本制度の全容を明らかにしていきます。

《主な申し入れ項目》

- 会社提案の内容に変更や追加事項等が生じたにも関わらず、その内容を労働組合に説明を行わない理由を明かにすること。

【総合運輸区について】

- 同総合運輸区内で、在来線運転士→新幹線運転士、新幹線運転士→在来線運転士へと変わった場合は担務の変更と判断するのか明らかにすること。

【公募制異動（エリア）について】

- 育児・介護、配属者の転勤等により公募制異動（エリア）によって、支社間異動で転勤になった社員はジョブローテーションとみなすのか。また、転勤先のエリア内において異動又は担務変更はあるのか明らかにすること。

【公募制異動について】

- 提案において、2019年度の新幹線運転士の養成について6月上旬（予定）に追加で公募制異動を行うと示されたが、公募制による具体的方法及び登用の判断基準を明らかにすること。他2項目

【現行のライフサイクルとジョブローテーションの比較について】

- 現在、入社から駅、車掌を経験し、運転士へとキャリアステップを行なってきた実績について新たなジョブローテーションにおいても同等の価値を生み出せる根拠を明らかにすること。他4項目

【ライフサイクルの見直しに伴う試験制度について】

- 車掌試験の受験資格を「1等級以上の等級に在籍する者のうち、勤続年数1年以上の者」から「1等級以上の等級に在籍する者のうち、勤続年数2年以上の者」（現行「勤続2年以上の者」）としてきた理由を明らかにすること。他2項目



【変革2027で目指す新たな輸送サービスと社員像について】

- 機械化、システム化に置き換える設備を全て明らかにすること。他25項目

5月10日13:30より 東日本ユニオンに加入して
第一次申し入れの団体交渉開催！ 一緒に取り組もう！